研究ノート

障害者の逸失利益についての考察

山本啓介

1. はじめに

障害者の逸失利益について、その算定方法や基準が変わりつつある。各地の裁判で、様々な解釈、捉え方が示されてきている。今回は、主に新聞に掲載された記事から、この逸失利益の変遷を追う。

2. 損害賠償

何か事故があり、損害が発生すると、損害賠償が請求される。違法行為による損害を賠償するものである。(適法行為による場合は、損失の補填となる。)

賠償の方法には、現状を回復するものと、金銭によるものが有る。

損害とは何か。一切の法的不利益を損害といい、財産上の不利益だけでなく、身体、自由、名誉、信用、貞操、健康等について生じた不利益も含まれる。更に、これらの不利益だけでなく、精神的な損害については、慰謝料によって賠償される。

例えば、交通事故では、物損事故と、人身事故等と分けられる。自動車が凹んだ場合、保 険会社から保険金が支払われて、現状復帰する。加害者からすれば、保険会社が相応の金 銭を支払った結果であり、被害者にすれば、現状が復帰されたことになる。怪我人が出た 場合は、治療費や、慰謝料等が支払われる。更に、その為に仕事ができなかったり、仕事 がし難い状態になって、収入が減った場合、その損害も賠償される。死亡事故の場合は、そ の家族に、慰謝料や、仕事等による収入が無くなった分の損害が賠償される。

3. 逸失利益

傷害の為に、仕事ができず、或いは仕事がし難くなって収入が減った。治療の為に、病院に通った間、仕事ができずに、収入が減った。この様な損害は、休業損害といわれていて、実際の額で上げることができる。

様々な治療がなされ、症状が固定すると、それ以後の状況は、後遺症と言われる。後遺症の内で、認定されたものが、後遺障害である。

後遺障害により、これまでの様に仕事ができなくなり、収入が減った。この損害については、将来に渡るものであり、逸失利益と言われている。

死亡により収入が無くなった場合も、この損害は逸失利益として扱われる。

4. 賠償額の算定

人的損害は、財産的損害と、精神的損害に区別される。精神的損害には、慰謝料が充て られる。

財産的損害は、積極的損害と、消極的損害に区別される。

積極的損害として、死亡時には、葬儀費用、仏壇仏具購入費用等が社会的に認められる 範囲で損害額となる。傷害の場合には、入院・治療にかかった費用と、通院等にかかった 費用の認められる部分が損害額となる。

消極的損害としては、先の逸失利益が上げられる。概ね、以下の計算式によって求められる。

逸失利益=基礎収入/年×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対する係数

従来、東京と、大阪・名古屋で、係数と、基礎収入の取り方に違いが有った。

東京方式:ライプニッツ係数(複利計算) 全年齢平均給与

大阪方式:ホフマン係数 (単利計算) 初任給平均給与

金額に格差があり、それが問題視され、1999年から、東京方式に統一されることになった。 これらの係数は、民法によって定められ、2020年4月に改訂され、適宜見直しがされる様 になった。(予定)

基礎収入について、無所得者の場合には、平均賃金等が用いられる。

傷害の場合には、労働力喪失率は、後遺障害の程度から換算される。死亡の場合には、 100%ということになる。

労働能力喪失期間は、概ね18歳から67歳の内から算定される。

慰謝料は、被害の程度、被害者の職業や地位、財産状態や年金、加害の動機や態様等を 考慮して決められるが、この額は交通事故賠償ではおおむね定額化されている。

2010年には、ある地裁の裁判官が、正規労働者と、非正規労働者では、逸失利益に差を付けるべきだとする論文を発表し、物議を醸した。

5. 逸失利益の歴史

そもそも、逸失利益の考え方は、交通事故での損害賠償から一般に広がったものである。1955年頃から、交通事故が増えだし、1959年には、死者数が10000人を超える。この頃から、交通戦争という言葉が使われる様になる。1970年には、17000人超えと、ピークに達する。時代は、高度経済成長期と一致する。この頃から、経済が最優先の時代となり、人間の価値が、金銭に換算されることが、当たり前になっていったのではなかろうか。

表1に、新聞4紙(朝日新聞、読売新聞、中日新聞・東京新聞、日本経済新聞)で、「逸 失利益」という言葉の使われた記事の数を上げる。 1980年頃から定着してきたと言われているが、記事の数でみても、その様だ。

「逸失利益」と、「障害」が同時に使われている記事の数も上げた。多くの場合は、事故等によって、後遺障害を負い、その為に逸失利益が発生したというものである。

その中から、障害者が被害を 受け、逸失利益について裁判で 争われた記事の数を()内に 示した。

全国2紙は、他の2紙より早くから、障害者の逸失利益を取り上げている。

4紙が揃って、同じ判決について取り上げているのは、2007年以降のことで、それまでは、あまり大きな話題にはなって居ない様だ。すなわち、障害者の逸失利益が、大きなニュースになる様になったのは、まだここ10年くらいの間である。

6. 裁判事例

事例について、判決や和解成立の時期順に並べている。

事例 1 知的障害者が交通事故 で植物状態に

1978年6月5日。麻疹の後 遺症により障害3級、知的には 5歳程度の精神薄弱者(当時の 表記)が、道路を歩行中車には

表 1. 各新聞年次毎「逸失利益」記事数

衣 1. 合新闻牛次毋 选大利益」記事数									
データ ベース	聞蔵 II ビジュアル		ョミダス 歴史館		中日·東京新聞記 事検索サーピス		日経テレコン21		
新聞	朝日新聞		読売新聞		東京·中日新聞		日本経済新聞		A0 77 14
年次	一般	障害者	一般	障害者	一般	障害者	一般	障害者	一般平均
1970	0	0	_	_	_	_	_	_	0.0
1971	0	0	_	_	_	_	_	_	0.0
1972	0	0	_	_	_	_	_	_	0.0
1973	1	0	_	_	_	_	_	_	1.0
1974	2	0	_	_	_	_	_	_	2.0
1975	0	0	_	_	_	_	0	0	0.0
1976	0	0	_	_	_	_	0	0	0.0
1977	0	0	_	_	_	_	0	0	0.0
1978	1	0	_	_	_	_	2	0	1.5
1979	0	0	_	_	_	_	1	1	0.5
1980	2	0	_	_	_	_	0	0	1.0
1981	2	1 (1)	_	_	_	_	1	0	1.5
1982	2	0	_	_	_	_	13	0	7.5
1983	0	0	_	_	_	_	15	1	7.5
1984	7	0	_	_	_	_	14	2	10.5
1985	11	0	_	_	_	_	17	1	14.0
1986	15	2	6	0	_	_	10	2	10.3
1987	12	4	12	3	13	0	16	0	13.3
1988	19	2	14	3	9	3	12	4	13.5
1989	40	5	9	0	4	1	11	2	16.0
1990	31	5	9	0	16	2	13	2	17.3
1991	28	4	15	2	6	0	8	1	14.3
1992	34	6	39	12 (4)	12	5 (1)	14	3	24.8
1993	25	5	21	6	6	0	9	0	15.3
1994	28	3 (1)	12	2 (1)	16	1	7	1	15.8
1995	29	1	32	2	12	0	32	1	26.3
1996	32	5	19	3	15	2	14	1	20.0
1997	32	7 (2)	25	6 (1)	14	0	20	1	22.8
1998	20	12 (1)	8	1 (1)	14	0	16	1	14.5
1999	34	10 (1)	42	11	16	0	16	2 (1)	27.0
2000	34	5	59	18	13	1	22	2	32.0
2001	43	8	76	10 (1)	22	1	27	4	42.0
2002	43	7	65	10 (1)	23	6	28	5	39.8
2002	44	10	50	14	25	6	18	3	34.3
2003	21	7 (1)	38	8	6	1	21	7 (1)	21.5
2004	33	6	41	10	14	4	21	1	27.3
2006	36	7 (2)	46	11 (1)	35	6	52	6	42.3
2007	52	11 (4)	44	8 (1)	30	5 (3)	31	4 (1)	39.3
2008	43	5 (1)	22	3	25	0	35	7	31.3
2009	22	8 (6)	29	9 (4)	17	4 (3)	18	3 (2)	21.5
2010	24	6 (2)	28	9 (2)	11	6 (3)	5	1	17.0
2010	27	11	19	6	10	3	10	3	16.5
2012	37	5 (4)	29	4 (3)	8	6 (4)	21	11 (7)	23.8
2012	26	5	27	4 (3)	12	3	11	2	19.0
2013	11	4	10	2	13	3	20	2	13.5
2014	24	6	15	6	16	2	10	0	16.3
2015	22	4	17	3	20	8 (5)	17	2	19.0
2010	22	7	7	3 (3)	18	5 (5)	15	4 (1)	15.5
2017	13	7 (1)	14	1	11	1	13	1	12.8
2018	27	7 (1)	2	4 (4)	28	11 (8)	17	5 (5)	18.5
※ ()₽		(と)						っ (5)	

※()内は、障害者が被害を受けたもの。 "-"はデータベースが無い年.

ねられ、植物状態(障害 1 級)になった。自賠責保険会社は、賠償額を「障害 1 級の 1500 万円から 3 級の 1175 万円を引いて 325 万円相当」とした。被害者側は、これを不満として、 慰謝料 1500 万円の他、逸失利益 5000 万円等を求め提訴した。

1981年10月26日。判決。もともと、被害者が働くには監督者が必要で、このことを考えると、働いて得る利益より支出する費用の方が多く、逸失利益は認められないと判断が下された。しかし、慰謝料は1500万円が相当と、満額認め、この中から、本人の過失分と、既に受け取って居る保険金を引き、1100万円の支払いを命じた。

障害者の逸失利益を、従来の判決通り認めなかったが、慰謝料で逸失利益分を実質的に 補っており、今後の重度障害者の損害賠償の新たな先例になろう。

事例 2 養護学校生、水泳授業中水死

1987年4月15日。養護学校高等部2年男子生徒(当時16歳)が、水泳の授業中に、水死。プールで担任教師が生徒の両足等に浮力補助器具14個を付け個人指導中、生徒が水を怖がって暴れたため、頭を数回水中に押し込んだところ、大量に水を飲み間もなく死亡した。両親が「事故は担任教師の指導ミスが原因」として県と教師に約7150万円の損害賠償を求め訴訟した。

1992年3月5日。判決。裁判長は「健常者と同額の逸失利益は認められないが、県の責任は重い。逸失利益は死亡者の将来性からみて地域作業所へ進む蓋然性が高い」とし、平均労働者並みの逸失利益を求めた原告の主張を退け、県に慰謝料等を含め総額約2880万円の支払いを命じた。

判決の中で、裁判長は慰謝料や葬祭費等はほぼ両親の請求通り認めたものの、争点だった生徒の逸失利益の算定基準について「自閉症児だった生徒が一般企業に就職する可能性は低い。障害者らが働く地域作業所へ進んだと仮定すると、県内の同作業所の平均年間工賃約73000円を基準にするのが妥当で、18歳から67歳までを計算すると、本件の逸失利益は約120万円になる」とした。

事例3 盲学校児童、担任教諭に殴られ、左目摘出

1991年1月29日。盲学校の小学部5年児童(当時)が宿題を忘れたこと等から、担任教諭が左目付近を殴った。病気で左目の視力が弱かった児童は、約一週間後に医科大で精密検査を受けたが、眼内出血がひどく、放置すれば危険と診断され、眼球の摘出手術を受けた。児童は、先天性角膜混濁で、当時の視力はわずかだったが、テレビ等を見ることもできたという。

1993年2月。県と教諭を相手取り、約4400万円の損害賠償を求め提訴。

県側は「視力障害者だった児童の逸失利益はない」と反論した。

1998年3月。地裁は、逸失利益を認め、約2800万円を支払う和解案を勧告した。

1998年8月。県は「一括解決金」として 2280万円を支払う和解案を改めて提示し、原告側も同意した。

1998年11月24日。県は、2280万円の「一括解決金」を支払って和解に応じる方針を明らかにした。原告側の代理人は「障害者である男性の逸失利益が、実質的に健常者同様に認められた画期的な和解だと考えている」と話している。

障害問題人権弁護団幹事は、「障害者の逸失利益を、健常者の平均給与を基準に算定した 和解案は画期的だ。1994年の東京高裁判決で、健常者の最低賃金で逸失利益を算定した例 があるが、その基準を引き上げることになる。人間の価値は基本的には同じだということ が認められたといっていい。」と言っている。

事例 4 クリーニング工場の事故で死亡

2000年3月24日。幼いころ、知的障害と診断され、20歳で、クリーニング工場に就職したTさんが、気送管に詰まった洗濯物を取り出そうと、気送管に連結している機械を停止させて中に入った際、機械が再稼働。巻き込まれ、頭の骨を折る等して四日後に死亡した。事故時(当時42歳)は、主任として、病院や福祉施設等で使われたシーツやおむつ等の洗濯業務に従事していた。

遺族が「工場の安全管理体制に問題があった」として、工場を経営するリネン供給会社と事故当時の社長らを相手取り、逸失利益や慰謝料等約9000万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。

2003年12月10日、地裁にて判決。裁判長は「安全確保への配慮を欠いた」として、被告が連帯して約4500万円を支払うよう命じた。原告代理人の弁護士によると、知的障害者の労災死亡事故で雇用者責任を認めた判決は初めてという。

判決は、T さんが知的障害から「予期せぬトラブルに臨機応変に対処するのが困難たった」と認めた。トラブル時の対処法を上司に聞くように指導していたとする会社側の主張について、「一般的な指示で、従業員に対する安全教育が全うされたとは到底言い得ない」と退けた。一方、洗濯業務のベテランだった T さんにも「不用意に機械内に進入した過失はある」として、過失割合を会社側が 8 割、T さんが 2 割とした。

逸失利益については、T さんの事故時の労働時間が法定の 40 時間を超える 48 時間だったこと等も考慮して、同年代の平均収入の7割を基準に算定した。

事例 5 ダウン症児交通事故死

2001年6月30日。ダウン症の当時2年生の児童が、小学校への通学途中に同じ学校の教師にはねられ死亡した。

2003年6月30日 加害者に損害賠償を求める民事訴訟を地裁に起こした。

求めた総額約5700万円のうち、逸失利益は3156万円。18歳から67歳まで働けたと推

定し、男性の全国平均年収約 565 万円から生活費 5 割を引いて計算式にあてはめた。対する被告側の主張は「逸失利益は発生しない」だった。

2006年2月9日 和解。県の健常者の平均給与で計算し、労働可能な年限も67歳。計1800万円弱を認める内容だった。

事例6 性同一性障害者交通事故で高次脳機能障害

2003年8月。戸籍上は女性だが、男性として社会生活を送っている30歳代の性同一性障害者が、アルバイト店員として働いていたが、国道を自転車で横断中、乗用車にはねられて頭を強く打ち、外傷性くも膜下出血等の重傷を負い、高次脳機能障害の診断を受けた。

裁判で、原告側は「男性として生活していた」として、男性の賃金基準での賠償を求め、 被告側は「女性労働者の賃金を基準にすべきだ」等と主張していた。

2008 年 10 月 27 日。判決は、原告の請求通り、男性労働者の平均賃金を基準に算定した 逸失利益を支払うよう命じた。

裁判で、原告側は「戸籍上は女性だが、事故前から男性ホルモンの投与を受け、普段は 男性として生活していた」と主張。男性労働者の平均賃金をもとにした賠償を請求した。これに対して被告側は、原告は職を転々とし、事故前の収入は男性労働者の平均賃金より大幅に少なかったと述べ、女性労働者の平均賃金に基づくのが相当と主張した。

判決は、原告が事故前に改名し、性別適合手術を強く望んでいたこと等から原告の性同一性障害を認定。逸失利益は、高卒の男性労働者の平均賃金をもとにした基準を用いて算定するのが相当だと述べた。そのうえで、事故について原告に5割の過失があったと判断し、請求額約6400万円に対して約2500万円の支払いを命じた。原告側の代理人は「社会生活上は男性なので、本人の気持ちと生活に合った基準で判断されるのは当然」と話している。

性同一性障害学会理事長は「戸籍を唯一無二の基準とせず、社会生活の実態に即して判断したのは評価できる」と話している。

事例7 手話に使う手の後遺症による言語障害

2004年7月29日夜。手話を使っている聴覚障害者の女性が、横断歩道で、乗用車には ねられた。肋骨や鎖骨が折れて、左手と右肩が動き難くなる後遺症を負った。特に左の手 のひらを返す動きが全くできず、手話の際に相手に意味が伝わらなかったり、誤解された りするという。

2006年6月。「右肩関節の運動障害」等と自賠責で認定されたため、より重い「言語の機能の障害」にあたるとして異議を申し立てたが、認定は覆らなかった。

「肩や手を動かしづらくなったのは、健常者にとっての言語障害に相当する」として、事故の相手方の男性を相手取り、約 2620 万円の損害賠償を求める訴訟を地裁に起こした。手

話を使っている事情を考慮し、賠償額の算定基準になる自賠責保険の障害等級をより重く評価するべきだと訴えている。

2009年11月25日。裁判官は「聴覚障害者の手話は、健常者の言語による意思疎通の伝達手段に相当する」と指摘。「原告の利き手である左手は、動く範囲が制限されるようになり、手話に影響を及ぼしている」と認定し、約1220万円の支払いを命じた。

その上で「後遺障害等級認定は意思疎通が可能かどうかを中心に個別的に判断するのが相当」とし、事故による手話への影響の度合いを算定。事故以前の約8割の能力を失ったとする原告側主張に対し「著しい障害とまでは認められず、失われた手話言語能力は14%程度」と認定して逸失利益等を算出し、請求額の一部の支払いを命じた。

原告代理人の弁護士によると、聴覚障害者の手話機能の後遺障害を健常者の言語障害と同等と認めた判決は全国で初めてという。今後、他の障害者が事故で負った後遺症の重みを判断する際にも影響を及ぼしそうで、障害者団体は歓迎している。

事例8 バスから降りて交通事故

2005年8月。高等養護学校2年の重度の自閉症の男子生徒(当時17歳)が公園に出かけ、バスから降りる際、ヘルパーが運賃を支払っている問に道路に飛び出し、車にひかれて死亡した。

事故の数力月後、加害者の損害保険会社が、賠償額を提示。逸失利益をゼロと算定したため、総額は約1600万円とされた。

2007 年 4 月 6 日、両親が、介護ヘルパーと所属する NPO 法人、相手の運転手等に逸失 利益約 4200 万円を含む約 7300 万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。

原告代理人の弁護士によると、事故後、運転手側の損害保険会社が重度障害者であることを理由に被害者の逸失利益をゼロと算定。原告側は「稼働能力を生命の価値とするのは不当な差別」として提訴を決め、最低賃金に基づいた逸失利益を請求に含めた。

母親は提訴後の会見で「逸失利益がゼロと聞いて生きている価値はないのかと屈辱的だった。働くことだけが人間の命ではない」と話した。

2009年12月4日。地裁で、和解が成立した。被告側が約1560万円の逸失利益を含む計4000万円を支払う内容。原告側弁護士によると、重度障害者に逸失利益が認められるのは極めて異例という。

被告側が支払う逸失利益は、最低賃金から計算した計 1131 万円に、20~65 歳までに受け取るはずだった障害年金 431 万円が加算された。

記者会見した原告代理人の弁護士 2 人は「地裁は、最低賃金や障害年金を基準にして逸失利益も考慮して和解金額を算出した。重度の自閉症児に逸失利益を認めた画期的な内容だ」と評価している。和解条項に逸失利益を考慮したとの文言はないが、原告側は「和解協議で地裁から算出根拠の説明を口頭で受けた」としている。

事例 9 施設で入浴中水死

2004年7月21日。私立養護学校高等部2年の男子生徒(当時16歳)が、知的障害児施設で入浴中に死亡した。施設の寮で1人で入浴した際に浴槽内に沈んでいるのが発見され、その後死亡した。死因は水死で、てんかんの発作で意識を失ったことが原因とみられるという。

生徒の逸失利益を健常者の平均賃金を基礎に 4075 万円と算出。生徒は卒業後は同町の授 産施設で働く予定だったという。事故後、施設側と示談交渉を持ったが、施設側は障害を 理由に逸失利益はゼロと算出してきたという。

2007年3月30日。男子生徒が死亡したのは施設職員が安全配慮義務を怠ったためだとして、施設を管理する社会福祉法人を相手取り、「逸失利益」等約7300万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。

両親は、「息子は危険な機材でも使える能力があった。将来は地元の授産施設で働くつもりだった。逸失利益ゼロはおかしい | と訴えている。

2009年12月25日。逸失利益約600万円を含む約3200万円の支払いを命じる判決を言い渡した。裁判長は、逸失利益を重度障害者に健常者並みに認めるかについて「障害者が就労する機会が増えつつある」との認識を示し「障害を抱えながらも相当の賃金を得ることができた」と述べ、最低賃金額で算出すべきだとの判断を示した。

主任弁護人によると、重度障害者に最低賃金額を基にした逸失利益が認められたケースはなく、「画期的な判決」と評価した。

事例 10 盲導犬の事故

2005年9月26日。視覚障害の男性と盲導犬が、右折してきたトラックにはねられた。男性は頭等に重傷、盲導犬は男性をかぱう形でトラックとぶつかり即死した。

盲導犬を育成し、無償で貸与していた財団法人「中部盲導犬協会」(名古屋市港区)が、トラック運転手と運送会社に計607万円の損害賠償を含め、提訴した。

2010年3月5日。裁判官は「盲導犬は視覚障害者の目の代わりとなり、精神的な支えともなっている。その価値は白杖とは明らかに異なり、育成に要した費用をもとに考えるべきだ」として、計294万円の支払いを命じた。

男性が盲導犬を失い精神的苦痛を被ったとして計 220 万円の損害賠償を求めた訴えについては、「後遺障害の逸失利益等の示談が成立しており、改めて賠償を求めることはできない」として、棄却した。

原告弁護人によると、盲導犬の交通事故をめぐる判決は全国初という。

裁判官は盲導犬の価値について、「盲導犬としての特別な技能を付与され、付加価値を得ている」として、「盲導犬は歩行補助具にすぎない」とする運転手側の主張を退けた。

その上で、損害額を検討。同協会の1頭あたりの育成費用(453万円)や、盲導犬の平 均的な活動期間(10年)から、事故で即死した盲導犬が残り5年間は活動できたと認めた。 「男性との共同生活の中で経験を積み、貸与時と比べて高い技能を身につけていた」と判断。 約30万円を上積み、260万円と算定した。

事例 11 施設の階段で転落死

2007年12月22日。重度の知的障害の少年(当時15歳、養護学校高等部1年)が、ショートステイ施設に一泊した際、階段から転落して頭を強打し、死亡した。

施設側は、損害保険会社を通じ逸失利益はゼロとする約1700万円の賠償案を提示した。 2009年5月27日。施設側が適切な安全配慮義務を果たさなかったとして、母親ら遺族 4人が、施設を運営する社会福祉法人に逸失利益や慰謝料等約7600万円の支払いを求め、 提訴した。

2012年3月30日。施設側が逸失利益約770万円を含む和解金約3700万円を支払うことで、和解が成立。

3月30日に、判決予定だったが、裁判長が、直前の26日、遺族と施設側双方に和解案を示した。和解条項は逸失利益について「就労の蓋然性までは認められないが、可能性は認められる」と指摘。金額は障害年金の受給額をもとに算定した。施設側が謝罪し、遺族に慰謝料を支払う内容も盛り込まれた。

代理人の弁護士は「最重度の障害に就労可能性を認めない専門家が多いなかで、一定の 範囲ながらも認めたのは大きな前進」と評価。施設側は「一日も早い解決を望んでいた。こ れまでと同様に謝罪させていただきたい」とコメントした。

最高裁は、障害年金を逸失利益に反映させる対象とは見なしていない。そのため、障害 年金を基にして計算した逸失利益を認める判決を出すと、控訴審で覆される可能性が高い ため、和解による解決に導いたのではないかと見られている。

事例 12 施設での事故で骨折

2010年12月。就労支援施設に通う、重度の知的障害がある男性が、施設で暴れた。これに対し、職員が暴れた男性を押し倒し、足を無理に振り払う等した。男性は左足の付け根を骨折、1ヵ月以上入院した。

2015年3月26日。男性の父親が市社協と元職員に計2700万円の損害賠償を求めた裁判の判決で、被告側に計711万円の支払いを命じた。

裁判官は、暴れた男性への元職員の無理な制止が骨折の原因だと認定。正当な防衛だとする被告側の主張を「必要な行為とはいえない」と退けた。男性が後遺症で働けなくなったとして、父親側が求めた逸失利益の賠償には「事故前から就労可能性はない」と認めなかった。

父親側の代理人は「逸失利益が認められなかったのは残念だが、おおむね主張が認められたと評価している」。

事例 13 施設から行方不明で死亡

2015年2月。障害児支援施設に通っていた、知的障害のある児童(当時6歳)が、施設で行方不明になり、同3月、約100メートル離れた池で遺体で見つかった。

2015年7月。「動向を把握する義務を怠った」として、施設の運営会社等に計約6500万円の損害賠償を求めた訴えを起こした。

2017年3月17日。運営会社と施設の管理責任者が連帯して4500万円を支払うとする和解が成立。

裁判長は、逸失利益について、全労働者の平均賃金を基に約1940万円と算定した。知的 障害者の逸失利益は障害基礎年金の額等から算出されるケースが多く、平均賃金を根拠と するのは異例という。

裁判長は2月の和解勧告で「児童は順調に発達しており、一般的な就労ができる可能性があった」と指摘。そのうえで「知的障害者の多くは健常者と同様の収入を得ることができていない」として平均賃金から2割減額した額を逸失利益とした。

事例 14 施設から抜け出し、山中で死亡

2015年9月。福祉施設に入所していた重度の知的障害がある少年(当時15歳、特別支援学校中学部3年)が、無施錠の扉から外に出て行方が分からなくなり、同年11月に山中で遺体で見つかった。

2017年2月14日。少年の両親が、重い知的障害を理由に逸失利益を認めないのは不当だとして、施設側に平均的な逸失利益を含む約8800万円の損害賠償を求める訴えを起こした。訴状によると、施設側は安全管理の過失を認めて慰謝料2000万円を提示したが、逸失利益はゼロとした。両親は平均賃金をもとに逸失利益を約5000万円と算定。慰謝料等約3000万円も求めた。

2019年3月22日。逸失利益等計約5200万円の支払いを施設側に命じる判決を言い渡した。訴訟を起こした父は、判決後の記者会見で、「障害者にも逸失利益が認められるべきだとの主張が受け入れられた」と評価した。

判決は、知的障害者が働く環境は現状では不十分だが、障害者雇用促進法の改正で改善傾向にあると指摘。そのうえで、個々の能力を具体的に検討すべきだという指針を示した。

少年については「特定の分野に限っては、高い集中力をもって障害者でない者より優れた稼働能力を発揮する可能性があった」と判断し、約2200万円の逸失利益を認めた。

事例 15 施設から抜け出し、ドーナツを口に詰め込み窒息死

2013年3月22日。社会福祉法人が運営する障害者支援施設に入所していた自閉症と重度知的障害の男性(当時28歳)が、職員が目を離した隙に抜け出し、1km 程離れたスーパーで陳列されたドーナツを口に詰め込んでしまい、のどに詰まらせて窒息死した。普段

は施錠されている扉が開いており、そこから施設の外へ出た。

男性は、2006年7月に障害者支援施設に入った。知的能力は2、3歳程度。すぐにどこかへ行ってしまったり、食べ物を口に詰め込んだりする特性があった。

2014年8月。施設側が提示した賠償額は1800万円で、同世代健常者の4分の1程度。納得できない兄が、社会福祉法人を相手取り、7200万円の賠償を求め提訴。このうち逸失利益は、全労働者の平均賃金を基に4100万円とした。代理人の弁護士は「損害賠償とは、命という根源的価値への補償。その価値について『法の下の平等』は厳格に貫かれるべきだ」と主張する。

2019年2月22日。判決は、施設の安全配慮義務違反はなかったとして請求を棄却した。「施設職員はオートロックの扉を開けたままにしないよう注意していた」と指摘。出入り口は建築業者等も使っていたことから、「当日扉が開いていた原因が職員にある証拠はない」と述べた。「健常者と障害者の命の価値は平等だ」とする遺族側の主張については、判断しなかった。

2019年3月6日。遺族側が地裁判決を不服として、高裁に控訴。

2019年8月19日。控訴審で解決金の支払い等で和解した。原告側弁護団によると、和解内容は事故について施設側が謝罪、再発防止策を実施するとともに、解決金を支払うというもの。金額は非公表としている。

弁護団は「一定程度の逸失利益も認められたと認識している」としている。「訴訟の目的である『命の平等』の実現に一歩近づいたものと認識している」とコメント。代理人は「この和解により施設の改善にもつながる」と話した。

7. 逸失利益認定の傾向

障害者の逸失利益について、ここの事例で取り上げたより以前のものは、確認できなかった。重度障害者については、殆どの場合、逸失利益は発生しないと捉えられていた。

その後について、先に挙げた15の事例から、逸失利益の認定についての傾向を見る。

逸失利益の定義によれば、その額は、障害者の労働環境の改善によって、大きく変化するものである。障害者の労働環境が劣悪だった頃は、逸失利益としては認められなかったものの、慰謝料等にその分が考慮される判決が出されていた。又、作業所の工賃を基に計算された例も有る。視覚障害や、ダウン症等の、或る程度稼働能力の認められる場合には、健常者の平均給与を基に算出される例も。又、更に重度の場合でも、障害年金を基準に計算した例もある。但し、最高裁は障害年金を逸失利益には反映させない方針である。

傾向としては、個々の障害の重さに応じて、どの様な収入が得られるのかを、きちんと 見極めて対応しようとしていると言えろだろう。或る意味、漸く当然あるべき姿にまで届 きつつあるということだ。

但し、多くの原告の言う、「命の平等」という観点から視て、逸失利益の平等を求めれば

良いのかということについては、疑問を感じる。

多くの裁判で、逸失利益の金額を明示せずに、或いは、逸失利益という言葉を使わずに、 一括解決金と言った、慰謝料と逸失利益の線引きを曖昧にした格好で判決なり和解なりが されることが増えてきている様だ。

8. 逸失利益と生命の平等

判決の中に有った、地域作業所とか、授産施設について、現在の例で考えてみる。就労継続支援 B 型施設では、雇用契約は結ばず、比較的自由な労働形態で、月収は 15000~20000 円程度の所が多い様だ。就労継続支援 A 型施設に於いては、労働契約を結び、最低賃金が保障されている。A 型施設では、一般就労を目指した取り組みが行われるが、逆に、一般の会社で鬱病等の精神疾患を負って、リハビリを兼ねながら仕事に慣らしていくという取り組みもある。B 型施設でも、A 型施設を目指す人もあれば、そこで自分に有った就労条件で仕事を続ける人も居る。

労働を主たる目的としない生活介護事業所でも、作業を行って、利用者に賃金を支払っている所もある。このことからすれば、或る程度障害の重い人でも、収入が得られる訳だ。 障害者の、仕事に対するニーズは、非常に多様である。そして、ここに挙げた3つの例だけ観ても、そこが労働だけの場ではなく、障害者の発達を保障し、自己実現を目指す取り組みの場でもある。筆者の知る生活介護施設では、その「給料を貯金してみんなで旅行に行く」のである。この、年に1度の行事が、仲間(多くの施設で、障害者をそう呼んで居る)達の大きな喜びであり、仕事の意味を知る機会にもなっている。最低賃金を得ることも、一般就労することも、ましてや「税金の払える障害者になる」ことも、恐らくは無理であろう仲間達が、生き生きした笑顔で、作業をしている。そんな仲間に、事故等有ってはたまらないのだが、その時に、仲間達の失ったものが、逸失利益という金額に換算されてしまうべきものなのだろうか。

提訴した障害者の家族等は、一様に「命の平等」を訴えている。ただ、裁判によって争われるのは、損害賠償であり、特に、その中の逸失利益についてである。

その人の生きて来た命の尊厳に、障害者と健常車の差が有ってはならない。が、今の社会は、それを金額に換算することしかできていないのだ。

※資料は全て、朝日新聞、読売新聞、中日新聞・東京新聞、日本経済新聞のデータベース の記事より得たものである。

事例 1、1981 年判決。重度知的障害。逸失利益は認めず。慰謝料で補う。 事例 2、1992 年判決。自閉症。逸失利益を、作業所の平均工賃を基準に算出。

- 事例 3、1998 年和解。視覚障害。一括解決金に、実質的に健常者の平均給与を基準に算定した逸失利益を含める。
- 事例 4、2003 年判決。知的障害者の労災死亡事故で初の雇用者責任をみとめた。 同年代の平均収入の 7割を基準として、逸失利益を認めた。
- 事例 5、2006 年和解。ダウン症児。健常者の平均給与で算定した逸失利益を認めた。
- 事例 6、2008 年判決。性同一性障害。社会生活の実態に即して判断。
- 事例 7、2009 年判決。手話に使う手の後遺障害を、言語障害として認定し、逸失利益を算定。
- 事例 8、2009 年和解。重度自閉症。最低賃金や、障害年金を基準にして算定した逸失利益 を含めて、和解金額を算出。
- 事例 9、2009 年判決。重度知的障害。障害者の就労機会が増えつつあり、相当の賃金を得ることができたと、最低賃金での逸失利益が認められる。
- 事例 10、2010 年判決。逸失利益では無いが、盲導犬に対して、視覚障害者の目の代りになっているだけでなく、精神的な支えにもなっていることを認定。
- 事例 11、2012 年和解。重度知的障害児。逸失利益について、就労の蓋然性は認められないが、可能性は認められるとして、障害年金の額をもとに算定。最高裁は、障害年金を逸失利益に反映させないので、和解による解決に。
- 事例 12、2015 年判決。重度知的障害者。事故前から就労可能性はないと、逸失利益は認めず。
- 事例 13、2017 年和解。全労働者の平均賃金を基に 2 割を減額して逸失利益を算定。
- 事例 14、2019 年判決。重度知的障害児。知的障害者の働く環境は、現状では不十分だが、 障害者雇用促進法の改正で改善傾向にある。個々の能力を具体的に検討すべきだ。本件 では、特定の分野に限っては、高い集中力をもって障害者でない者より優れた稼働能力 を発揮する可能性があったとして、逸失利益を認めた。
- 事例 15、2019 年和解。1 審では、施設の責任は認められず、「健常者と障害者の命の価値は平等」とする訴えについては、判断無し。2 審では、解決金の支払いで、和解。弁護団は、一定の逸失利益も認められたとの判断。

障害者の逸失利益について、ここの事例で取り上げた以前のものは、確認できなかった。 重度障害者については、殆どの場合、逸失利益は発生しないと捉えられていた。

逸失利益の考え方は、元来事故等が無かった場合に得られた筈の労働による収入と、事故後の収入との差額に当たる。よって、障害者の労働環境の改善によって、大きく変化するものである。例えば、就労継続支援 B 型施設では、雇用契約は結ばず、比較的自由な労働形態で、月収は 15000~20000 円程度の所が多い様だ。就労継続支援 A 型施設に於いて

障害者の逸失利益についての考察

は、労働契約を結び、最低賃金が保障されている。A型施設では、一般就労を目指した取り組みが行われるが、逆に、一般の会社で鬱病等の精神疾患を負って、リハビリを兼ねながら仕事に慣らしていくという取り組みもある。B型施設でも、A型施設を目指す人もあれば、そこで自分に有った就労条件で仕事を続ける人も居る。

生活介護事業所でも、作業を行って、利用者に賃金を支払っている所もある。このことからすれば、或る程度障害の重い人でも、収入が得られる訳だ。

障害者の、仕事に対するニーズは、非常に多様である。